

令和５年度包括外部監査結果報告に対する措置等対応情報（令和６年度調査）

監査対象	項目	指摘意見	主な内容	・改善の状況 ・意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	ページ
学校往査	学校安全点検表の活用	意見	【現状・問題点】 学校安全点検表は、各学校が独自の書式で作成しているものであるが、学校によっては、書式に学校設備の不備や不調を記載する欄はあるものの顛末を記載する欄や完了の押印欄がないため、その後当該箇所がどのように処理されたかが不明な場合が見られた。 【意見】 学校設備の不備や不調は認識するだけでなく、それへの対応が必要である。学校安全点検表を効果的なものとするためには、顛末を記載する欄を設け、どのように対応したのか記録しておく必要がある。	点検表内に顛末が記載できる欄を設置することや県の様式を使用している場合は引き継ぎ欄等に顛末を記載しておくよう周知を図ってまいります。	方針提示	児童生徒課	学校教育部	28
学校往査	出勤簿の必要性	意見	【現状・問題点】 市では令和5年度に校務支援及び出退勤管理システムを導入しており、出勤時刻や退勤時刻などの出退勤情報はシステム上で記録されている。これにより、手書きで記載しなければならない出勤簿の必要性は薄まっている。 【意見】 出退勤管理システムは、労務管理の必要性から導入されたものであるが、これを機に出退勤管理そのものをシステム化し、手書きの出勤簿については例規改正も含めて見直しを行うべきと考える。	システム化の実現には、県との調整や校務支援システムの改修が必要になります が、教職員が享受するメリットは少なくないと考えます。今後、実現可能性を費用対効果を含め検討してまいります。	方針提示	教職員課	学校教育部	28
学校往査	校納金に未納があった場合の対応	意見	【現状・問題点】 校納金に未納があった場合に、複数の学校で教頭等による立て替えが見受けられた。また、教材や食材を購入する相手先事業者に支払いを待ってもらっているケースや当該未納額を全て給食費において発生したものとし、副教材費、積立金及びPTA会費については完納された扱いとなっている学校もあった。 【意見】 一定期間を経過した案件については教育委員会で一律の対応をすることが望ましい。その上で、極力校納金扱いとなる支出項目を作らないなどの工夫は必要である。	各学校に適切な処理をするよう指導助言を行うこととしました（令和６年７月、９月）。 また、各徴収費目により関係する部署が異なるため、必要に応じて、各関係部署にも周知していくこととしました。 なお、学校給食費に関しては、令和７年度から公会計化することで、給食費の管理における透明性を向上させていきます。	措置を講じた	学校給食課 指導課 学校財務室	教育総務部 学校教育部	32
学校往査	教職員の立替払い	意見	【現状・問題点】 教職員が学校教育に必要な支出について立替払いをしている事例が複数見受けられた。中には、当該立替払いを複数月にわたりまとめて精算することで、精算までの期間が長期にわたっている場合がある。 【意見】 時間が経つと立替内容の妥当性の検証が困難になる恐れがあるため可及的速やかに精算を行うべきである。	各学校に適切な処理をするよう指導助言を行うこととしました（令和６年７月、９月）。 また、各徴収費目により関係する部署が異なるため、必要に応じて、各関係部署にも周知していくこととしました。 なお、学校給食費に関しては、令和７年度から公会計化することで、給食費の管理における透明性を向上させていきます。	措置を講じた	学校給食課 指導課 学校財務室	教育総務部 学校教育部	34
労務管理	時間外在校等時間と業務の持ち帰りについて	意見	【現状・問題点】 令和4年度における市立小中学校教員等の時間外在校等時間のデータを見ると、時間外在校等時間が上限を超えることが全くなかったという学校はむしろ少ない状況であった。また、市立小中学校のうち12校について往査を実施したが、教員等が学校業務を自宅に持ち帰って対応している事例が複数確認された。 【意見】 業務の削減について実効性のある方法を検討されたい。	柏市教育委員会では、市独自に「働き方改革推進プラン」や「働き方改革事例集」を作成し、教職員の業務改善を推進しています。具体的な取り組みとしては、休日の部活動の地域移行や、デジタル採点システムの導入、市独自の多様な支援員の配置などを行っています。また、各校の働き方改革についての好事例を共有したり、各教職員が自身の時間外在校等時間について市内平均と客観的に比べられるように、必要な情報を定期的に発出したりすることも行っています。今後も、教育委員会発の文書の削減等、実効性のある業務削減方法を模索し、引き続き教職員が子どもと向き合う時間の確保に努めます。	方針提示	教職員課他	学校教育部	35
労務管理	会計年度任用職員の勤務時間管理と残業代について	意見	【現状・問題点】 勤務状況報告書の記載内容を監査したところ、学校配置の会計年度任用職員及び学校配置ではない会計年度任用職員についても、出勤時間・退勤時間は１分単位の記載ではなく、所定勤務時間と思われる１分単位の端数の記載がない出勤・退勤時間にて記載されていた。 【意見】 本来、勤務した時間については、１分単位で残業代等を計算して賃金を支払うべきである。 また、現在は出勤時間・退勤時間は手書きでの作成となっているが、正確な勤務時間を把握し給与に反映させるためにも、電子タイムカード等を採用するなどデータ化し、給与計算もそのデータと連動させて計算することで業務の効率化、勤務時間の正確な把握及び正確な給与の支払を図ることができるようになることを検討されたい。	会計年度任用職員の時間外勤務は、人事課が作成した服務の手引に従い、所属長の命令の下、１日単位で「時間外・休日勤務命令簿」を作成し、１分単位の勤務時間の積み上げによって月ごとの合計時間数が計算されています。また、学校配置の会計年度任用職員の報酬算定は、今年度から事務を教育総務課に集約し、システム化の検討について人事課等の関係部署と調整を行なっています。	方針提示	教育総務課	教育総務部	37
事務局運営事業	委員謝礼金の源泉所得税について	意見	【現状・問題点】 「教育に関する事務の点検・評価に係る学識経験者への謝礼」及び「柏市いじめ重大事態調査検証委員会報告書提言対応アドバイザーボード」の謝金にかかる源泉所得税が税率10.21％で計算されている。 【意見】 「教育に関する事務の点検・評価に係る学識経験者への謝礼」については、一定の委嘱期間があるとも解釈できることから、給与等として源泉所得税の計算をすることも考えられる。また、「柏市いじめ重大事態調査検証委員会報告書提言対応アドバイザーボード」の謝金については、特に委員の委嘱をしたわけでもなく、集会等に出席してもらい助言を求めたものにすぎないため、源泉徴収は不要となることが考えられる。所轄の税務署に質問するなどして対応すべきと考える。	報酬等の支払いが生じた場合には、税務署に相談の上、適正な源泉徴収事務を進めます。	方針提示	教育総務課	教育総務部	52

令和５年度包括外部監査結果報告に対する措置等対応情報（令和６年度調査）

監査対象	項目	指摘意見	主な内容	・改善の状況 ・意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	ページ
（仮称）柏北部東地区新設小学校整備事業（継続費）	工事請負契約第26条第6項（インフレスライド）に係るスライド額協議開始日の設定等について	意見	【現状・問題点】 本来は、スライド額協議開始日までに、それまでの工事の出来高等の確認を行った上でスライド額（案）を算定する必要があるが、実際にスライド額（案）を提示したのは令和4年9月27日であり、請求日と同日の令和4年8月1日をスライド額協議開始日として通知したことは誤りであった。 【意見】 建築資材や労務費の高騰が続く中、今後もインフレスライドに係るスライド協議の請求を受ける可能性もあることから、あらためてルールを確認し、正確な事務処理を行われたい。	「建設工事請負契約書第2６条第6項（インフレスライド）の運用マニュアル 柏市」を再度確認し、適切な事務処理を行います。	方針提示	教育施設課	教育総務部	56
（仮称）柏北部東地区新設小学校整備事業（継続費）	太陽光発電設備に係る改修計画の策定について	意見	【現状・問題点】 パワーコンディショナーの耐用年数は10～15年程度とされており、太陽電池モジュール（パネル）自体の耐用年数は20年程度とされるものの、経年劣化に伴い発電効率が低下することから、場合によってはより短い年数での交換等も必要となる可能性がある。 【意見】 現在、教育施設課では空調設備（EHP：Electric Heat Pump）、受変電設備、トイレ等の改修計画を策定し、計画的な修繕に取り組んでいるが、太陽光発電設備についても設置台数が増加していることから、良好な機能維持に向けて改修計画の策定及び運用を検討されたい。	その他の設備と同様にパワーコンディショナーやソーラーパネルからなる太陽光発電設備も経年劣化に伴う発電効率の低下や故障が今後想定されます。 小規模な故障は随時修繕を実施していますが、計画的な全体修繕については、経過年数や維持点検結果をもとに、費用対効果も含め、修繕計画策定を今後検討してまいります。	方針提示	教育施設課	教育総務部	58
小学校施設管理事業、中学校施設管理事業	相指名業者への下請けの見直しについて	意見	【現状・問題点】 相指名業者から、契約の履行に必要な役務の一部を調達する必要性は一定程度存在するものの、結果的に、各循環浄化装置の製造者2者のみが応札している状況であり、相指名業者が下請業者となることを認めることは、入札の競争性を阻害するおそれが高いものと言える。 【意見】 より競争性を発揮し得る発注方法について検討されたい。	これまでは小学校と中学校に分け発注を行っていましたが、過去受注業者に聞き取りを行い、メーカー以外が修繕を受注した場合、必要部品が特殊であることから、適切な競争性が働いていないことが判明しました。 一般競争入札により契約を行うことは適切でないことから、令和６年度は循環浄化装置の製造者それぞれによる一者随意契約を締結しました。	措置を講じた	教育施設課	教育総務部	65
小学校施設管理事業、中学校施設管理事業	発注単位の見直しについて	意見	【現状・問題点】 いずれも非常放送設備に係るアンプ（120W 10局）の更新修繕であり、概ね同一の修繕工事であるが、酒井根西小学校の非常放送設備に係る契約と旭小学校の非常放送設備に係る契約とは別個のものとして発注されている。 【意見】 今後、予防修繕等のように計画的に行う修繕工事等において、複数の学校における類似の工事を集約化する等の見直しを図り、入札により執行する余地を拡大することを検討されたい。	消防設備や空調機等のように工事内容や工事時期が類似の計画的に行う予防修繕工事については、発注方法を見直し、集約して入札を行うことにより経費削減を図りました。	措置を講じた	教育施設課	教育総務部	67
小学校施設整備関係経費、中学校施設整備関係経費	小中学校空調設備更新時における事業手法の検討準備について	意見	【現状・問題点】 柏市においては、平成30年度に、従前から空調設備が設置されていた旧沼南町の小中学校を除く57校（小学校41校及び中学校16校）を対象に、空調設備をリース方式にて整備している。 【意見】 複数の事業手法間の比較検討や、選択した事業手法の導入準備期間等を勘案した場合、令和14年度開始の契約とは言え、他の地方公共団体の導入事例等の情報収集と分析を早期に進めておく必要がある。効率的な施設整備とするよう、事業手法の検討準備を鋭意進められたい。	令和１３年度の更新時には、財源確保可能な整備方法の研究を含め、効果的な施設整備とするよう、準備を進めてまいります。	方針提示	教育施設課	教育総務部	70
柏市立学校施設個別施設計画の改定に向けて	長寿命化計画における施設整備水準及び整備スケジュールの見直しについて	意見	【現状・問題点】 長寿命化計画第1期（平成31年度～令和7年度）においては、第1期対象校の施設の長寿命化改修工事を行うとともに、20年後に長寿命化改修工事が予定される第3期対象校の施設は大規模改修工事の対象となる。しかし、第1期対象校の長寿命化改修工事は一定程度計画に沿った進捗がみられたものの、一方で、築20年目を対象に行う大規模改修工事は進捗していない。 【意見】 第2期に向けては、第1期の経験を踏まえて個別施設計画を見直す中で、長寿命化改修工事等の整備水準を再検討するとともに、長寿命化改修工事及び大規模改修工事のスケジュールについても、一定以上の整備水準を保ちつつ実行可能性のより高いものとするよう見直されたい。	令和７年度末までに改定予定の柏市立学校施設個別施設計画のなかでは、各課との打合せを実施し、それら計画を反映した内容としてまいります。	方針提示	教育施設課	教育総務部	77
柏市立学校施設個別施設計画の改定に向けて	校舎以外の施設関連計画等の反映について	意見	【現状・問題点】 給食室にしても学校プールにしても、まずは学校教育の観点からそのあり方や位置付け等が検討されるべきものであるが、学校教育を行う環境を整える施設整備の観点からは、その方針が未確定の状況においては、その設置又は改修工事等の内容や水準が定まらず、計画的な老朽化対応が後手に回るおそれがあるとともに、場合によっては、非効率な投資を生じさせるおそれもある。 【意見】 給食室をセンター方式から原則自校方式とする市の方針転換によるものであり、変更自体の是非を問うものではないが、個別施設計画第2期に向けては、給食室やプールといった校舎以外の施設関連計画等についても、可能な限り確定した内容を反映した見直しとされたい。	プールや給食室はその施設を使用する主管課が主導となりそれぞれで計画をたてている状況です。 令和７年度末までに改定予定の柏市立学校施設個別施設計画のなかでは、各課との打合せを実施し、それら計画を反映した内容としてまいります。	方針提示	教育施設課	教育総務部	78

令和５年度包括外部監査結果報告に対する措置等対応情報（令和６年度調査）

監査対象	項目	指摘 意見	主な内容	・ 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	所管課	部局	ページ
柏市立学校施設個別施設 計画の改定に向けて	新たな学校づくり基本方針等を踏まえた見直しに ついて	意見	【現状・問題点】 基本方針の内容は、将来的な施設整備の量的な側面にも重要な影響を与えるものであり、可能な限り個別施設計画に反映させる必要がある。また、個別施設計画の上位計画である公共施設等総合管理計画についても、令和7年度において計画期間が終了するため、その見直しが検討されているところである。 【意見】 柏市の将来的な教育政策の方針等や施設管理計画の見直し時期にあたることから、これらの方針等の内容を反映した見直しを行い、財政的な制約が厳しい中において、より一層効率的かつ新たな変化に対応した教育環境の整備を図られたい。	新たな学校づくり基本方針等を所管している教育政策課と調整し、教育委員会内部の意見を反映させた内容となるよう努めてまいります。	方針提示	教育施設課	教育総務部	80
学校給食事業	給食管理システム改修（八訂成分表改訂対応）業 務委託について	意見	【現状・問題点】 学校給食課と学校給食センターの仕様書を確認すると、場所が学校給食課では「柏市立小・中学校52校及び学校保健課」、学校給食センターでは「学校給食センター 柏市大島田305-2」と異なり、他は担当の連絡先が異なるだけで、他の仕様書文言は全く同じ内容であった。 受注者が学校給食課と学校給食センターに提出した「給食管理システム改修（八訂成分表改訂対応）業務委託 行程表」も全く同じ内容であった。 【意見】 同じ事業者への一者随意契約であり、効率性及び経済性の観点からも今後、学校給食センターと同様のシステム改修等を行うことができる場合、学校給食課と学校給食センターを取りまとめて発注することを検討すべきである。	意見を踏まえて、学校給食課と学校給食センターで同じ事業者への一者随意契約である「給食管理システムサービス利用」契約を令和６年度より複数課案件として契約しました。	措置を講じた	学校給食課	教育総務部	88
学校給食事業	100万円未満の建設請負契約について	意見	【現状・問題点】 建設工事請負契約書では、「検査の結果を受注者に通知しなければならない。」とあるが、特に検査結果を書面で通知することを定めてはいない。 【意見】 取引の安全性を確保するためには、検査結果を書面で通知することを検討することが望ましい。	１００万円未満の契約に関し、受注者への通知方法の取扱いについて、建設工事請負契約書の作成課である契約課に確認したところ、必ずしも書面でしなければならないものではなく、口頭により通知することは問題ないとの回答がありました。事務処理において、問題が生じているものではないため、検査結果が合格である場合には、引き続き口頭による通知方法で行うことします。	方針提示	学校給食課	教育総務部	89
学校給食事業	給食残渣処理業務委託仕様書について	意見	【現状・問題点】 給食残渣処理業務委託の仕様書10（１）は注意事項等が記載されており、報告書提出先は11（１）と記載すべきであった。昨年度までの仕様書に新たな項目を挿入したことから、番号が変更されたものと推測できる。 【意見】 仕様書は業務委託内容を示す重要な書類であるため、仕様書の確認を十分に実施すべきである。なお、監査終了後、市が電子保管している決裁済のデータを確認したところ、本意見に記載した事項は修正されていたとのことであった。 すなわち、監査の際に市が提示した紙データが決裁を受けた正規の書類ではなかったことになる。以後、このような誤りがないように注意されたい。	原則としてデータで保管されている資料については、紙では保管しないこととしました。課内で本事例を共有し、紙を出力する際には、担当者ともう一人の職員による二重チェックを徹底することとしました。	措置を講じた	学校給食課	教育総務部	90
学校給食センター事業特 別会計	学校給食物資売買契約書の作成について	意見	【現状・問題点】 供給業者によっては、「見本・一般」と「野菜」に分けて、「見本・一般」の学校給食物資売買契約書と「野菜」の学校給食物資売買契約書を作成し、市及び供給業者が押印してそれぞれ1通ずつ保管しているものがあった。 【意見】 市及び供給業者ともに押印手続きも少し省略することもできるため、学校給食物資売買契約書を取りまとめて作成するように変更することが望ましい。	受注者に対し、契約書を取りまとめることが可能なものは、部門別に分けることなく契約書を作成するよう指導を行いました。	措置を講じた	学校給食センター	教育総務部	99
学校給食センター事業特 別会計	学校給食センター日常業務報告の押印見直しにつ いて	意見	【現状・問題点】 学校給食センターの日常業務にかかる点検表や記録簿等については受託者が作成し、学校給食センター所長に報告・提出が行われている。また、学校給食センター給食運搬業務でも、日常業務を行う中で、受託者が車両ごとの運搬時間が記載されている学校給食配送記録簿を作成し、学校給食センター所長に報告・提出される。 【意見】 現状の学校給食センターの日常業務報告等の書類は膨大な量であることから、同じ様式の書類については、その書類を確認後、まとめた書類の一番上の紙にのみ押印する等、毎日の業務における押印数を見直し、押印の労力を少しでも削ることを検討することが望ましい。	業務委託契約に係る提出書類について、次期契約に向けて提出書類の精査を行うとともに、提出方法の改善を検討してまいります。	方針提示	学校給食センター	教育総務部	101
学校給食センター事業特 別会計	学校給食物資見積み合わせについて	意見	【現状・問題点】 学期毎、月毎に見積み合わせを執行しているため、学校給食見積書の切り貼り作業は年間14回も行われていることとなる。 【意見】 学校給食会計の公会計化に合わせた給食管理システムの見直しが見込まれているが、この給食管理システムの見直しに合わせ、学校給食センターの学校給食物資見積み合わせのシステム機能の導入も検討事項に挙げることが望ましい。	学校給食の公会計化に向けた検討の中で給食物資購入の見直しを含め検討を行っています。	措置を講じた	学校給食センター	教育総務部	101

令和５年度包括外部監査結果報告に対する措置等対応情報（令和６年度調査）

監査対象	項目	指摘意見	主な内容	・改善の状況 ・意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	ページ
学校給食センター事業特別会計	学校給食費の債権管理について	意見	【現状・問題点】 延滞管理等について、学校との連携も必要であり、毎月の学校給食費の債権管理作業の負担は大きい。 【意見】 学校給食会計の公会計化に合わせて、学校給食センターの学校給食費の債権管理もシステム導入を検討することが望ましい。	令和７年度からの学校給食の公会計化に向けた検討の中で債権管理を含めたシステム導入の検討を行っております。	措置を講じた	学校給食センター	教育総務部	102
学校給食センター事業特別会計	100万円未満の建設請負契約について	意見	【現状・問題点】 建設工事請負契約書では、「検査の結果を受注者に通知しなければならない。」とあるが、特に検査結果を書面で通知することを定めてはいない。 【意見】 取引の安全性を確保するためには、検査結果を書面で通知することを検討することが望ましい。	検査結果の通知方法については、契約書を作成した契約課への確認により、口頭での通知で問題ないとの回答を得ております。これまでの事務処理において、問題が生じていないことから、検査結果が合格である場合には引き続き口頭による通知方法で行ってまいります。	方針提示	学校給食センター	教育総務部	102
学校給食センター事業特別会計	学校給食センター敷地内除草委託の工事写真帳について	意見	【現状・問題点】 写真でも除草業務の年月が記載されたボードが写っていたが、日付の記載がなく、敷地内除草業務を実施した日が不明となっている。 【意見】 委託業務の報告を証する工事写真帳であるため、業務実施日が分かるように工期を記載するよう適切に指導すべきである。	契約締結の際に受注者に対し、工事写真に年月を記載するボード等を使用する場合には、日付の未記載がないよう指導しました。	措置を講じた	学校給食センター	教育総務部	103
学校の適正配置事業	小中学校の規模の差について	意見	【現状・問題点】 大規模校や小規模校が混在する状況が想定され、教育環境に不均衡を生じさせ、学習面、生活面並びに学校運営面等に様々な影響が及ぶことが懸念される。 【意見】 大規模校と小規模校が混在する状況においても、教育環境に不均衡が生じないよう努めていく必要がある。	より良い教育環境の確保を目的とし、「柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり基本方針」を令和６年度中に策定いたします。 当該方針においては、望ましい学校規模を示し、当該規模に満たない、あるいは上回る規模の学校に対しては、将来にわたる児童生徒数の見込みや学校施設の老朽化等を勘案し、教育環境の改善に向けた検討を行っていく旨を記載する予定です。 また、学校の規模に関わらず、柏市として目指す子ども像や学校教育を設定し、様々な視点から実現に向けた取組みを示す予定です。	方針提示	教育政策課	教育総務部	105
学校の労働安全衛生事業	ストレスチェックの受検状況について	意見	【現状・問題点】 対象人数が前年度より大きく増加している。また、このこともあり、高ストレス者数も大きく増加している。しかしながら、産業区による面接指導者数は令和元年度を除き一桁台で推移しており、高ストレス者に占める割合が比較的低いと思われる。 【意見】 面接指導を受ける必要があると認められた職員において、現状の方法に面接指導の申出を躊躇させる要因がないかどうか、教育委員会は面接指導の方法を再検討することが望ましい。	ストレスチェックはWEB受検方式で実施しており、受検後に画面遷移で受検結果を確認でき、高ストレス者は申出ボタンから面接指導の申出を行うことができます。 また、受検結果は受検者に紙媒体でも配付し、高ストレス者については面接指導の申出に関する案内も同封しています。 このため、現状の申出方法に関する大きな阻害要因はないと考えていますが、引き続き高ストレス者に対する面接指導の案内を工夫してまいります。	方針提示	学校教育課	学校教育部	109
地域とともにある学校づくり推進事業	ミニ集会との関係について	意見	【現状・問題点】 ミニ集会のねらいは、学校運営協議会と重なる部分もある。 【意見】 市教育委員会においては、学校運営協議会とミニ集会の関係をどのように位置づけるのか、考え方を明確にして市民に周知することが望ましい。	学校運営協議会とミニ集会については、市ＨＰに掲載している他、学校運営協議会が発行するＣＳ通信で周知している学校運営協議会もあります。また、ミニ集会開催時には、学校を通じてその趣旨を広く周知しているところです。 その趣旨や役割等で重なる部分もありますが、引き続き周知を行い、お互いが連携することにより、よりよい学校づくりを目指していきます。	方針提示	学校教育課	学校教育部	112
就学援助関係経費	修学旅行費・校外活動費の報告について	意見	【現状・問題点】 修学旅行費や校外活動費等の旅行費にかかる書類には学校が対応する必要があるものと委託先が作成しても問題ないと思われるものの２つがある。 【意見】 委託先が作成した書類を学校でチェックしたのち教育委員会に提出することでも特段の問題はないと思われるものについては、旅行費の提出書類のあり方を検討することが望ましい。	無数にある旅行者に自治体ごとに異なる就学援助制度の補助対象経費を把握させ、制度に合致した書類を作成させることは困難であると認識しています。 このため、現在旅行費及び校外活動費の実績報告書は、修学旅行、校外活動の実施後、学校と委託先の旅行者が必要経費や人数等を速やかに相互に確認し、学校より市教育委員会に提出いただいております。 学校現場の負担軽減の観点から、旅行費の提出書類のあり方を工夫してまいります。	方針提示	学校教育課	学校教育部	115
学校環境衛生事業	最低制限価格制度適用について	意見	【現状・問題点】 結果的には、4者が応札したにもかかわらず、3者が失格になってしまい、入札の競争性が損なわれることとなった。 【意見】 3事業者がどのような理由で最低制限価格未満の応札に至ったかは調査すべきである。どのような理由にせよ、4者中3者が失格になったことについて市の側に何らかの対処が可能ならば、以後それを修正し、入札が適正に機能するように努められたい。	発注担当部署としましては、明確な積算根拠をもとに、設計額を適切に算定し、適正な入札が行われるよう努めてまいります。	方針提示	学校教育課	学校教育部	118
学校環境衛生事業	再検査の仕様書への記載について	意見	【現状・問題点】 再検査については仕様書に一切の記載がなく、慣例的にそのような検査を実施しているようである。 【意見】 業務管理を適切に行う上で契約内容及び責任関係を明確化することは必要である。したがって、仕様書に再検査の実施要件とその内容を明示すべきと考える。	ご意見にありました契約内容及び責任関係を明確化できる委託をしております。 具体的には、令和６年度の委託契約から再検査の在り方を見直しました。通常、検査にあたっては、学校内の教室のいずれかで測定を行いますが、再検査が必要となった学校（教室）については、当該年度の再検査は実施せずに次年度の本検査にて、当該教室を選定して委託を実施してまいります。	措置を講じた	学校教育課	学校教育部	120

令和５年度包括外部監査結果報告に対する措置等対応情報（令和６年度調査）

監査対象	項目	指摘意見	主な内容	・改善の状況 ・意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	ページ
学校環境衛生事業	年度末における配当予算の執行について	意見	【現状・問題点】 年度末間近の時期に発注し、納品されているものが見受けられた。 【意見】 市においては、従来から計画的な需用費の執行を指導しているところであるが、逸脱が見られた場合には、特に年度内の必要に応じた執行を心がけるよう指導された。	計画的な予算執行を行うよう、各教員が参加する校長会、教頭会や養護教諭研修会等にて、直接指導してまいります。 具体的には養護教諭を対象とした研修会の場において、令和６年２月と７月の２回に渡り、指導を行いました。	措置を講じた	学校教育課	学校教育部	120
健康診断事業	随意契約理由について	意見	【現状・問題点】 健康診断用器具消毒等の業務を行っている事業者は柏市周辺にも多数存在しており、加えて、柏市の有する健康診断用器具にも、あるいは実施する消毒等業務にも何ら特殊な事情がない以上、現状の随意契約理由は適当ではない。 【意見】 随意契約の理由としては１次洗浄から任せられる事業者である旨を明記することが適切である。また、同時に、引き続き１次洗浄から任せられる事業者が他に存在しないかを調査することも必要である。	令和５年度の契約より、随意契約の理由に、１次洗浄から任せられる事業者である旨を明記済みです。 また、定期的に周辺の業者へ受託可否の調査は行っていますが、今後も定期的に調査いたします。	措置を講じた	学校教育課	学校教育部	124
柏市立小中学校マイプラン事業	謝金の取扱いについて	意見	【現状・問題点】 学校が教育委員会に提出している事業報告書を確認すると、実際に、基準（上限）に記載されていない金額を支給している事案が散見される。 【意見】 教育委員会においては、恣意性が働いているとみなされないよう十分に留意し、弾力的な運用を図っていく必要がある。	柏市マイプラン事業謝金等基準（上限）に記載された以外の支出は行っておりませんが、「講師の前例による金額」の規定による支払いも認められているため、謝金については、事前に全件確認を行っています。 学校側には、不明な点があれば、随時確認及び指導助言を行っています。	措置を講じた	学校財務室	学校教育部	128
小学校管理運営業務・中学校管理運営業務	消火器点検委託と粉末消火器他物品売買契約の関係について	意見	【現状・問題点】 点検委託契約による消火器の第１回目の点検（小学校の場合）が令和４年９月２１日以降に行われており、今後は、点検結果を速やかに反映するためにも、第１回の点検結果後に消火器を納品する小中学校を決定することも可能と思われる。 【意見】 教育委員会においては、点検委託契約と物品売買契約のあり方を見直すことが望ましい。	点検委託業務中に、消火器の入れ替えも行うよう仕様書を修正することとしました（令和６年７月）。	措置を講じた	学校財務室	学校教育部	139
小学校管理運営業務・中学校管理運営業務	学校の光熱水費について	意見	【現状・問題点】 水道料金については、小学校、中学校とも学校の規模との関連性は確認できなかった。ガス料金、電話料金については、会計課による自動振替払いと学校財務室による口座振替、納付書払いが混在しており、学校ごとの金額を集計するのが困難のために集計は行っていない。 【意見】 教育委員会においては、水道料金の発生状況を改めて確認することが望ましい。ガス料金、電話料金についても、将来的には学校別金額を把握できる仕組みを整えることが望ましい。	ガス料金については、学校ごとの実績を集計しました（令和６年６月）。 電話料金については、業者側のデータ様式の問題で、集計には膨大な作業が必要となり、市側では様式修正等はできませんので、常に集計するのではなく、データが必要となった際に、必要な学校分の集計を行うこととしました。	措置を講じた	学校財務室	学校教育部	140
教育振興関係事業（小学校費・中学校費）	学校運営費補助金の執行率について	意見	【現状・問題点】 学校運営費補助金について、交付決定額を無理に使い切る必要はないが、学校運営に関する財源が必ずしも潤沢ではない状況を鑑みると、全体的に執行率が低い印象を受ける。 【意見】 学校運営費補助金の対象経費の範囲や事務手続に見直すべき事項はないか、交付決定額の決定方法が学校の実情に合っているのかなど、教育委員会においては、学校運営費補助金のあり方を検討することが望ましい。	学校運営費補助金は、学校で、現金支払いが必要となるようなケースが生じた場合に備えて交付しているものであり、執行率は他の補助金より低くなる性質のものですが、予算の有効活用の観点等から、補助額の見直しを行いました（令和６年４月）。 今後も、学校側と調整しながら見直しを図ります。	措置を講じた	学校財務室	学校教育部	144
教育振興関係事業（小学校費・中学校費）	学校運営費補助金の実績報告書の様式について	意見	【現状・問題点】 補助金等変更申請書兼実績報告書においては、変更の理由について、特段、詳細な記載は求められていない。そうであるならば、報告書と変更申請書を分ける必要性は低く、現状の報告書に新たに変更理由の記載欄を設け、該当する学校のみがその欄に記入することでも問題はないと思われる。 【意見】 教育委員会においては、実績報告書の様式のあり方を見直すことが望ましい。	現行の様式でも、教育委員会から学校側に様式を提示することで、学校側に負担はかからないようにしています。 補助金等変更申請書兼実績報告書と補助金等実績報告書の様式を一体とすると、確定通知作成の際に誤りが生じる可能性があるため、現行のままとしたいと考えます。	措置を講じた	学校財務室	学校教育部	147
教育振興関係事業（小学校費・中学校費）	学校運営費補助金の実績報告書の記載内容と添付書類について	意見	【現状・問題点】 事業実績報告書には、補助金の対象として実施した事業の内容が記載されているが、それぞれの事業の金額が記載されていない。そのため、事業収支決算書とのつながりが不明確となっている。 【意見】 教育委員会においては、学校運営費補助金の実績報告のあり方を見直す必要がある。	事業実績報告書に金額を記載するよう様式を変更しました（令和６年３月）。	措置を講じた	学校財務室	学校教育部	147
教育振興関係事業（小学校費・中学校費）	領収書又は支出を証明する書類の取扱いについて	意見	【現状・問題点】 口座払いを行っているのであれば、そのことを証する証憑で問題はなく、手書きの領収書を入力する必要はないと考える。 【意見】 教育委員会においては、交付要綱に定める「領収書又は支出を証明する書類」の取扱いを改めて検討し、見直す事項があればそのことを学校に周知する必要がある。	年度内に予定している手引き等の見直しに併せて、取扱いについて検討することとしました。	措置を講じた	学校財務室	学校教育部	148

令和５年度包括外部監査結果報告に対する措置等対応情報（令和６年度調査）

監査対象	項目	指摘意見	主な内容	・改善の状況 ・意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	ページ
教育振興関係事業（高等学校費）	大会参加補助金の実績報告書の添付書類について	意見	【現状・問題点】 交付要綱は、「領収書又は支出を証明する書類」と規定しており、領収書に限定していない。口座払いを行っているのであれば、そのことを証する証拠を提出する必要がある。 【意見】 教育委員会においては、交付要綱に定める「領収書又は支出を証明する書類」の取扱いを改めて検討し、見直す事項があればそのことを学校に周知する必要がある。	年度内に予定している手引き等の見直しに併せて、取扱いについて検討することとしました。	措置を講じた	学校財務室	学校教育部	149
教育課程に関する事業	時数管理の効率化について	意見	【現状・問題点】 教育委員会では、令和5年5月よりデジタル校務システムを導入し、出席簿や通知表等の一部機能を当該システムで運用している。当該システムには時数管理に必要な指導実績を入力・管理できる教務支援機能が実装されており、この機能を利用することで時数管理を随時実施することが可能となる。 【意見】 教育委員会では、この教務支援機能を令和７年度から全校で運用することを計画しているが、運用実施に向けては多くの者が関与することになるため、運用までの詳細なスケジュールを策定し、進捗状況の管理等を含め、計画的な導入を進めていく必要があると考える。	教務支援機能の目的は単に時数管理だけではないことから、導入にあたっては学校現場の意見を取り入れながら進めていくことが大切であると考えています。令和６年度は、夏に希望研修会を設け、実際に教務支援機能を使用してもらうことで、使用感や意見を集め、引き続き検討をしてまいります。	方針提示	指導課	学校教育部	151
調査研究	中学生向けの情報モラル教育の実施について	意見	【現状・問題点】 中学生における情報モラル教育教材の利用度が著しく低い。 【意見】 情報モラル教育を実践する教員の意識改革を促し、他の市町村における事例も含め、中学校における情報モラル教育の好事例等の紹介、また事件等がネットニュース等で取り上げられたタイミングで実際の事例を用いた指導等、柏市において実行可能な具体的方法を検討していく必要があると考える。	端末持ち帰りにおける家庭学習の１つとして文書を発出し、情報モラル教材の活用を促しています。今後は、長期休業時の学習の１つとして活用できる旨、保護者へも周知を行い、家庭学習の中でも積極的な活用を促してまいります。	方針提示	指導課	学校教育部	157
調査研究	ICTを活用した授業の実践について	意見	【現状・問題点】 夏季情報活用研修講座は実機を使った操作系研修であるため、元々大人数の研修を想定しておらず、すべての教員がICTを活用した授業の実践に向けての現行研修を受講することは不可能に近い。 【意見】 研修のオンライン配信や研修の収録・動画配信について検討されたい。また、教員全体のスキルアップを図るために、県、他市の教育委員会等と連携し、学校訪問型研修等によって全教員に研修の機会を提供することが望まれる。	令和５年度から研修受講者数の上限を可能な範囲で増加し、より多くの受講者数を受け入れています。今後は、夏季情報活用研修講座の内容について、研修講師と相談のうえ、可能な範囲で研修概要が全教職員へ周知できるよう調整を図ってまいります。	措置を講じた	指導課	学校教育部	157
学校図書館活用推進事業	随意契約の妥当性について	意見	【現状・問題点】 監査人が調べたところ、小中学校向けのデジタル百科事典は現状契約している事業者に限られることはなく、幾つかの事業者が同様のデジタル百科事典を提供している。 【意見】 デジタル百科事典に求める仕様の精査及び他の事業者のデジタル百科事典の調査を実施し、より経済的なデジタル百科事典の使用の可能性について検討されたい。	令和６年度に製品の性能や独自性、児童・生徒の使い勝手など、現行のデジタル百科事典と他社製品との比較検討等を行ってまいります。	方針提示	指導課	学校教育部	162
学校図書館活用推進事業	中学校における学校図書館の利用状況について	意見	【現状・問題点】 令和４年度の中学校における平均貸出冊数の目標値15冊に対して、実績は4.9冊と目標の30%程度に留まっており、直近3年間の実績も横ばいである。 【意見】 学校図書館コーディネーターを中心として、中学生の実態を踏まえた上で、小学校とは異なる中学校向けの学校図書館を活用した授業の研究や学校内の体制作りを積極的に行っていただきたい。	中学校の平均貸出冊数については、学校図書館のもつ読書センターとしての機能の向上とともに、学習センター及び情報センターとしての機能を高め、蔵書の活用を図っていくことで目標値に迫るよう努めてまいります。	方針提示	指導課	学校教育部	162
学校図書館活用推進事業	会計年度任用職員の勤務状況管理について	意見	【現状・問題点】 指導課においては、毎月17日前後に会計年度任用職員から提出された紙の勤務状況報告書の審査とその確定及び集計に4～5日程度を要するとのことであり、当該業務に最も時間を費やしているとのことであった。 【意見】 校務支援システムに会計年度任用職員の勤務状況を管理するアプリケーションが備われれば、指導課における審査や入力短縮化され、行政事務の効率化を図ることが期待できるため、検討されたい。	令和６年度から「教育総務課」で勤務状況管理等の業務を集約し、教育委員会内の会計年度任用職員を一括で管理することで効率化を図っています。	措置を講じた	指導課	学校教育部	163
学校体育の促進関連事業	小学校体育サポート教室授業の実施回数の偏りについて	意見	【現状・問題点】 各校で想定している年間実施回数は2回であるところ、半数が1回の実施に留まっている。 【意見】 教育委員会においては少なくとも次年度の対象予定校は把握しているはずであり、例えば、対象予定校が体育授業の年間カリキュラムを策定する前にその旨を通知し、当該カリキュラムに本事業を組み込んでもらうことは可能だと考えられるため検討されたい。	令和６年度から各校の実施回数２回を目指すため、文書の発出を１学期に行っています。また、２回目の実施案内には、各校のカリキュラムに応じて指導内容を相談できるといった内容を加え、各校が２回目の実施を検討しやすいよう改善を行っています。	措置を講じた	指導課	学校教育部	169

令和５年度包括外部監査結果報告に対する措置等対応情報（令和６年度調査）

監査対象	項目	指摘意見	主な内容	・改善の状況 ・意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	ページ
学校体育の促進関連事業	水泳指導事業の委託について	意見	【現状・問題点】 本事業は令和3年度から段階的に実施されたものであり、令和4年度においては市内小学校42校中5校で本事業が実施されている。 【意見】 施設の場所の制限（現在、該当校からバスで概ね15分以内）の設定方針、不要となった既存プール施設の取壊し費用、取壊し後の跡地の有効活用等についても併せて検討されたい。	委託化の基準として、指導時間を６０分、着替え等で１５分、往復の移動で３０分としています。学校現場では、プール指導を２コマ（９０分）で指導をしていることから同等の時間で試算しています。 また、学校プールが消防水利の指定を受けていることから、委託化した学校の跡地利用については関係部署と検討してまいります。	方針提示	指導課	学校教育部	170
国際理解教育に関する事業	日本語支援の実施体制について	意見	【現状・問題点】 令和4年度までは支援を必要とする児童生徒に対して100%の支援を実施することができたが、協定を締結した団体所属会員の高齢化等や近隣市町村においても柏市同様、支援を必要とする児童生徒が増加している状況に鑑みると、支援者の確保を含め、日本語支援自体の継続性に大きな不確実性があると考えられる。 【意見】 教育委員会と同団体それぞれの役割を今一度明確にし、将来を見据えた実施体制を検討されたい。 また、同じ学年でも日本語能力はまちまちである児童生徒に対して、ICTを活用した個別プログラムの提供等も併せて検討されたい。	令和６年度から日本語教育コーディネーターを配置し、協定を締結した団体との役割を見直しております。また、ICTを活用した日本語学習の提供や会計年度任用職員として日本語教育支援員を導入する等、様々な可能性を検討しながら、市が主体となった、持続可能な支援体制の構築に努めてまいります。	方針提示	指導課	学校教育部	175
開かれた学校づくり推進事業	学校栽培作物放射性物質検査業務委託の実施対象の選定及び終了基準について	意見	【現状・問題点】 検査の要否を放射線の専門家ではない学校長が判断することには無理があり、少なくとも検査要否の判断材料は教育委員会が示す必要があると考える。 【意見】 検査の結果、市内の空間放射線量は国の基準値を大きく下回っており、近年、本事業の検査からも基準値を超える検査結果が出ていないことを鑑みると、本事業の終了基準についても関係各課と協議の上、検討されたい。	学校に対しては、学校栽培作物を口にする場合は、検査をするよう奨励しています。また、令和６年度の対応については、担当部署に柏市の放射線対策に変更がないことを確認のうえ、例年どおり検査についての文書を発出しています。	方針提示	指導課	学校教育部	177
児童生徒の作品展示会等事業	展示会等の周知方法について	意見	【現状・問題点】 現行の方法によると展示会等の開催事実を知り得る者が限定される。 【意見】 市の広報誌（広報かしわ）への掲載やSNSでの発信を通じ、展示会等の開催やその魅力をより広く知らしめることができると考えられるので、周知方法について検討されたい。	令和６年度から広報かしわや柏市のHP、保護者連絡システムでの配信等、情報発信を行っています。	措置を講じた	指導課	学校教育部	179
理科支援事業	成果指標の充実について	意見	【現状・問題点】 本事業は、理科教育支援員等及びICTを活用して魅力的な授業づくりを行い、児童生徒に理科や科学を好きになってもらうことも大事な目的ではないかと考える。 【意見】 毎年度策定している「教育に関する事務の点検・評価報告書」における英語に関する指標で測定しているような、「理科の授業が好きだと答える児童生徒の割合」を成果指標に追加することを検討されたい。	令和６年度の柏市生活状況調査の質問項目に入れることで、成果指標に追加できるよう検討してまいります。	方針提示	指導課	学校教育部	182
個性が輝く特色ある学校づくり促進事業	部活動指導者派遣事業の実施要領について	意見	【現状・問題点】 謝礼金は予算の範囲内で支払う旨規定されているが、ここで言う予算が、予算要求時に当該者に設定した最大配置予定数に基づく予算を指すのか、部活動指導者派遣事業全体の予算を指すのかが不明確である。 【意見】 部活動指導者が有償ボランティアの性格を有しており、予算要求時の1人当り最大配置予定数を謝礼金の支払回数上限とする現行方針に異論はないため、その旨を実施要領に明確に規定する必要があると考える。	令和６年度から予算要求時の１人当りの最大配置予定数を謝礼金の支払回数上限とするよう、現行の実施要領に規定いたします。	方針提示	指導課	学校教育部	187
個性が輝く特色ある学校づくり促進事業	塾連携学習会業務委託の公平性について	意見	【現状・問題点】 本事業は市内中学校21校のうち2校のみで限定的に実施されており、事業内容は民間の塾講師による学習支援を参加生徒に無償で受けさせるものである。 【意見】 本学習支援は受益者負担の原則に反し、かつ、特定の生徒のみにその機会を提供することは事業の公平性に悖るものであり、事業の廃止を検討すべきである。なお、本事業は令和4年度をもって終了している。	令和４年度をもって本事業は廃止しています。	措置を講じた	指導課	学校教育部	188
情報教育の推進	デジタルドリルの供与について	意見	【現状・問題点】 教育委員会においては、デジタルドリルを市費で賄うことの理由について整理しているが、当該理由はいずれも紙のドリルとデジタルドリルを比較した場合のデジタルドリルの優位性であり、この優位性をもってこれまで受益者負担の考えの下、保護者が負担していたドリルの購入費用を、デジタルドリルについては市が全額負担する理由としては合理性に乏しいと考える。 【意見】 今後もデジタルドリルの購入を市費で行うとする場合には、市費で行うことの合理性を十分に検討した上で行われることを望む。	学校教育で必要となる経費について、最終的に個人の所有となる物品は、原則、私費負担としています。 しかしながら、デジタルドリルを含むデジタル教材は、アカウントの運用が小学校卒業、または、中学校卒業までという期限付きであり以降はアカウントが停止されることから現状、公費負担として整理しています。	措置を講じた	指導課	学校教育部	200

令和５年度包括外部監査結果報告に対する措置等対応情報（令和６年度調査）

監査対象	項目	指摘 意見	主な内容	・ 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	所管課	部局	ページ
情報教育の推進	セキュリティ内部監査について	意見	【現状・問題点】 教育情報セキュリティに係る自己点検の教員回答率を見ると、市内63校のうち回答率が100%の学校は1校も存在しない。 【意見】 回答率は当然に100%であるべきであり、個別監査の対象校は当該チェックリストの回答内容から選定すべきである。	令和５年度に実施した柏市教育情報セキュリティポリシーに係る自己点検の教員回答率は、市内６３校全校において回答率１００％を達成しています。 また、個別監査の対象校は当該チェックリストの回答内容から選定する予定でしたが、どの学校も正答率に差が少なかったため、機器の取り扱いにおいて、トラブルが多かった学校を選定しました。	措置を講じた	指導課	学校教育部	200
情報教育の推進	住民監査請求が提出された事案について	意見	【現状・問題点】 教育委員会内に十分な専門性を有する情報システム担当部署が存在しなかったことも大きな要因と考える。通常のファイナンス・リースの契約書に記載される条項が契約書に規定されていれば、担当職員は当該条項に則った協議が自然とできたはずであり、残存リース料の一括支払は免れなかったものの、リース料の支払を継続するという判断は避けられたものとする。 【意見】 運用・保守業務は日常的に発生しており、ICT推進室の職員については情報システムに係る専門性の研鑽に努めていただくことを期待する。また、ICT推進室とDX推進課との連携を密にし、良好な協働関係の構築を進めていただきたい。中途解約が生じた際の双方の法的立場を事前に明示しておくことは取引の安定性に資するものであり、ファイナンス・リースに係る契約書の見直しを検討すべきである。	専門性の研鑽については、教育総合展や研修会等へ積極的に参加し、引き続き職員のスキルアップに努めてまいります。 DX推進課との連携については、令和６年度から定期的な情報交換の場を設け、両課の連携を図っております。 契約書の見直しについては、現行の賃貸借契約書について、地方自治法や一般的なファイナンスリース契約書と照らし、適切な形となるよう条項の見直しを関係部署と協議してまいります。	方針提示	指導課	学校教育部	203
教職員の指導力向上事業	必要な教育専門アドバイザーの確保について	意見	【現状・問題点】 例えば、社会科を専門とする教育専門アドバイザーを採用することができず、これが社会科のパーソナルサポートの訪問・派遣状況が主要五教科の中で最低である要因にもなっていると考えられる。 【意見】 早い段階から広く候補者を選定し、場合によっては他市町村にまで範囲を広げた上で候補者リストを策定する等の工夫が必要と考える。	東葛飾管内の会議等の機会を捉え市外の人材を含めた、人材確保に努めてまいります。	方針提示	指導課	学校教育部	207
ICT推進室	指名競争入札における業者選定について	意見	【現状・問題点】 いずれの賃貸借事業においても、指名した業者の内、2者から4者の辞退が生じている。 【意見】 今後指名する際には、入札に参加する見込みのない業者は指名しないなど、過去の案件の辞退の状況を踏まえつつ業者を選定することが望まれる。	業者選定時には、過去の類似案件における各指名業者の辞退理由等応札状況も考慮した上で、受注可能と判断した業者の中から指名するよう徹底しています。	方針提示	ICT推進室	学校教育部	216
ICT推進室	業務の平準化について	意見	【現状・問題点】 多くの小学校又は中学校の教育用PCないしプロジェクタの賃貸借を行うものであり、受注する業者の負担も大きいことが予想される。 【意見】 年間を通して発注時期を分散して行うことも、業務の平準化のために検討することが必要である。	機器導入時の操作研修会や長期休みを利用した機器設置及び撤去等、発注時期を分散させることで生じる影響を考慮し発注方法については、検討してまいります。	方針提示	ICT推進室	学校教育部	217
ICT推進室	参考見積の徴収について	意見	【現状・問題点】 今回確認した4事業においても参考見積を徴収しているが、いずれも同じ事業者1者のみからの徴収となっている。 【意見】 今後は、設計価格算定のための参考見積書は、複数事業者から徴収することが必要である。	令和５年度から契約課扱いの入札等、一定金額以上の案件については、複数業者から参考見積もりを徴収しております。	措置を講じた	ICT推進室	学校教育部	217
ICT推進室	柏市指名業者選定基準の記載について	意見	【現状・問題点】 指名事業者数は、「発注金額に応じて」決定している。しかしながら、発注金額は、本来であれば入札後の契約時でなければわからないものである。 【意見】 本来であれば、発注金額ではなく予定価格又は設計価格によって決めなければならないと考える。今後、「柏市指名業者選定基準」の見直しが望まれる。	「発注金額」とは設計額を指しているため、御意見のとおり、指名業者数は従来から設計価格によって決めております。	措置を講じた	ICT推進室	学校教育部	218
就学相談事業	業務の無駄の削減について	意見	【現状・問題点】 児童生徒課は沼南庁舎に置かれているが、就学相談についてはウェルネス柏という沼南庁舎とは一定の距離がある離れた場所で業務が行われており、就学相談事業に必要な主な資料もウェルネス柏で管理・保管されている。そして、内部決裁や公印の押印等は、ウェルネス柏ではなく児童生徒課が置かれている沼南庁舎で行われるが、このことに由来する業務の非効率が見受けられる。 【意見】 ウェルネス柏へ書類を返却する際に、沼南庁舎の児童生徒課内で、確認漏れがないかどうかチェックし、また、決裁日等の印字が必要なのであれば、書面内容の確認後、沼南庁舎で印字したものをプリントアウトすることで、ウェルネス柏から沼南庁舎まで書面を持って行く必要がなくなり、業務の無駄を削減できると考えられる。	「公印」と書かれた札を決裁板に付けることで、起案者以外にも公印の必要性がわかるようにしております。また、起案後には、沼南庁舎の児童生徒課内で、決裁日等が印字された書面をプリントアウトし、公印を押印するなど業務の効率化に努めております。	措置を講じた	児童生徒課	学校教育部	220

令和５年度包括外部監査結果報告に対する措置等対応情報（令和６年度調査）

監査対象	項目	指摘意見	主な内容	・改善の状況 ・意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	ページ
就学相談事業	相談記録の書式等について	意見	【現状・問題点】 相談記録の書式については、経過の流れに沿って記載していくと記載しづらい箇所もあり、実際、例えば諸検査の日付等が記載漏れとなっているもの等も散見された。 【意見】 書式について、経過の流れに沿った形に変更する等、記載漏れがなく、かつより分かりやすい形で記載できる書式に変更すべきである。	相談記録の書式は令和５年度に見直しを行いました、今回の意見を受け、さらに経過の流れに沿った書式への見直しを図っております。	措置を講じた	児童生徒課	学校教育部	221
就学相談事業	就学相談の迅速かつ十分な実施に関する課題について	意見	【現状・問題点】 現状は、案件が増えているため、就学相談の申込があっても、迅速に相談を入れることができず、場合によっては初回面談が２カ月以上も先になってしまう件もある。 【意見】 相談を迅速に実施するためにも、時期によっては、３部屋を割り当て、指導主事や就学相談心理士を増員し、現状は同時刻には２組のみの対応しかできないところ、３組の対応をしていくことができるようにする体制構築等の検討も必要であるとする。	迅速、且つ丁寧な相談業務を実施するにあたり、使用できる面談室の確保や指導主事及び就学相談心理士の増員についての要望を検討してまいります。	方針提示	児童生徒課	学校教育部	221
就学相談事業	就学後の学校訪問結果について	意見	【現状・問題点】 経過観察の結果については、担当者のメモや教育支援委員会での報告事項として一部記録が残っているのみである。 【意見】 本事業では、就学相談をした児童生徒毎に記録化してファイリングしていることから、就学後経過観察を行った児童生徒についても、対象児童生徒毎のファイルに経過観察結果を記録として残していくべきである。	御意見のとおり、改善を図っております。	措置を講じた	児童生徒課	学校教育部	222
教育相談事業	予約待ち状況の改善について	意見	【現状・問題点】 相談希望に十分応えられているとは言えない状況である。 【意見】 早期に相談ができる体制を整えていくべきである。	教育相談は新規ケースがそのまま継続ケースとなる場合が多くなっております。まずは、電話相談窓口における初期対応について、適切な相談先の提示等も行いながら、相談者のニーズに沿った対応ができるよう努めてまいります。	方針提示	児童生徒課	学校教育部	224
教育相談事業	発達検査について	意見	【現状・問題点】 児童生徒側のニーズに十分応えることができていない状況である。 【意見】 発達検査を行うことができる教育相談心理士を増員することや、発達検査を外注等することが可能かどうか検討されたい。	現在、可能な限り対応できるよう、発達検査数の維持に努めております。ただ、発達検査はテスターを増員した場合、検査室の増室等も必要となってまいります。今後、拡充について検討してまいります。	方針提示	児童生徒課	学校教育部	224
教育相談事業	Web等での相談実施について	意見	【現状・問題点】 面談相談を希望しても時間的に田中北小学校まで来ることができない保護者も一定数存在する可能性がある。 【意見】 相談方法を多様化し、より広く相談のニーズに対応するためにも、Web等の相談実施やそのためのWeb環境整備についても検討していくべきである。	電話相談については相談員のみならず、心理士も相談者の事情に応じて柔軟に対応しております。今後、Webによる相談環境の整備については、教育相談心理士の増員等もあわせて検討してまいります。	方針提示	児童生徒課	学校教育部	225
教育相談事業	スクールカウンセラー等の配置基準について	意見	【現状・問題点】 配置の決定基準については「最も効果が期待できる教育機関に配置する」という曖昧な記載があるのみである。 【意見】 要領等において、配置を決定する際に考慮する事項をより具体的に記載することや、配置の判断に至った過程や分析結果も記録化・ファイリング化することにより検証可能性を確保し引継ぎがあった際にもスムーズな引継ぎができるようにすることも検討すべきである。	柏市では小学校を９地区に分け、各地区から１校を拠点校として市スクールカウンセラーを配置しておりますが、拠点校以外の学校についても地区ごとに市スクールカウンセラーを派遣・巡回し対応しております。 今後、相談件数等の現状を把握し、いただいた御意見の内容も踏まえ、効果的な配置に努めてまいります。	措置を講じた	児童生徒課	学校教育部	225
生徒指導推進事業	スタンドバイの有効活用について	意見	【現状・問題点】 令和４年度において、いじめに関する状況としてSOSを出す相手・手段があるとする児童生徒の割合は、小学校が83.3％、中学校が88.5％となっている。 【意見】 目標値としては、100％を目指すべきであり、具体的には、小学校５年生以下にもスタンドバイを導入することや、スタンドバイ等のSOSが出せる手段の存在を児童生徒やその保護者により周知することも必要である。	SOSを出す相手・手段の一つとしてスタンドバイをさらに周知し、引き続き１０％を目指してまいります。 また、令和６年度は小学校５年生も対象に拡大し、児童生徒やその保護者へ活用について周知してまいります。	方針提示	児童生徒課	学校教育部	227
生徒指導推進事業	スクールサポーターの統合について	意見	【現状・問題点】 現在、中学校での非行数は減少傾向にある。 【意見】 スクールサポーターを他の会計年度任用職員と統合することも検討されたい。	非行の態様が変化し、中学校において校内での非行は減少しておりますが、一方で、小学校において暴力行為が増加し、スクールサポーター配置の要望が増加していることから、スクールサポーターの必要性、需要はあると捉えております。	方針提示	児童生徒課	学校教育部	228

令和5年度包括外部監査結果報告に対する措置等対応情報（令和6年度調査）

監査対象	項目	指摘意見	主な内容	・改善の状況 ・意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	ページ
不登校児童生徒の支援事業	スクールソーシャルワーカーの配置時間の増加について	意見	【現状・問題点】 スクールソーシャルワーカーを全ての小学校に配置することが望ましいが、大幅な人員確保や予算が必要となることから実現可能性は低い。 【意見】 スクールソーシャルワーカーを週5日のフルタイムで各中学校に配置することを目標として指標化し配置時間の増加を図っていくことを検討されたい。	全中学校に週4日配置を目指して拡充を図っております。現在、各中学校区内の小学校への対応も行っており、対応件数は増加傾向となっております。今後、スクールソーシャルワーカーの日数増等については対応状況等をみながら検討してまいります。	措置を講じた	児童生徒課	学校教育部	230
不登校児童生徒の支援事業	指標の設定について	意見	【現状・問題点】 スクールソーシャルワーカー等により学校への登校復帰を支援するだけでなく、学校外施設等を設置し不登校児童生徒の居場所や学習の支援も行っている。また、施設に来ることができない児童生徒に対しても、家庭訪問を実施するなどして支援を行っているが、いずれの支援も受けていない児童生徒が存在する。 【意見】 現在、どの機関からも支援を受けていない児童生徒の数を集計しているが、そのような生徒の数を0人とすることを目標として適宜達成度合いや改善方法の検討をすること及び、その検討内容や結果を書面化していくことも検討すべきである。	誰一人取り残さないという方針のもと、支援を行っておりますが、安否確認等、対応が難しいケースもございます。今後も、関係機関と連携し、対応の経過等についても情報共有を図れるよう努めてまいります。	方針提示	児童生徒課	学校教育部	232
不登校児童生徒の支援事業	きぼうの園指導員等の資格要件について	意見	【現状・問題点】 きぼうの園指導員及びきぼうの園アドバイザーについては、配置要領の資格については、「中学校の教育免許状を有する者」等と記載され、中学校の教員免許状に限定されている。 【意見】 現在においては、きぼうの園指導員等についての資格について、教育免許状を中学校に限定する必要はないと考えられるので、要領の改訂を検討すべきである。	令和5年度より「きぼうの園」「学習相談室」を「教育支援センター」と名称を統一し、配置要領を新たに作成しました。その内容の中で、資格要件も「教員免許取得者」と統一しております。	措置を講じた	児童生徒課	学校教育部	232
特別支援教育の推進事業	教育支援員の配置について	意見	【現状・問題点】 担任と教育支援員を合わせた指導者一人当たりの児童生徒数は増加の一途をたどっており、児童生徒1人当たりに十分な支援ができていない可能性があり、その傾向は今後も悪化していく恐れがある。 【意見】 現実的な目標指標としては、特別支援学級数に対してフル換算配置人数で1学級1名配置できるようにすることが望ましいと言える。	教育支援員は、特別支援学級1学級当たり1名配置することを目指しています。児童生徒の安心・安全な学校生活の担保のために、今後も教育支援員の拡充を要望してまいります。	方針提示	児童生徒課	学校教育部	236
特別支援教育の推進事業	個別支援教員（特別支援）の配置について	意見	【現状・問題点】 令和4年度は、小学校32校が配置を要望して、18校しか配置することができていない。また、個別支援教員（特別支援）配置要領をみると、配置基準については、「市立小学校の配置要望等に基づき、毎年配置人数を決定する」と記載されているが、どのような基準で配置の決定がなされているかが不明瞭である。 【意見】 希望する小学校に対する充足率を指標化することを検討すべきである。また、配置要望を出した学校のうち約半数しか配置できない現状では、要領もしくは内部基準として一定程度の決定の際に考慮する事項や決定の過程を書面化・ファイリング化していくことが望ましい。	要望のあった小学校への個別支援教員（特別支援）配置の充足率を事業の指標としています。通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童の安全で安心な学校生活の担保のために、今後も個別支援教員（特別支援）の拡充を要望してまいります。また、配置校決定の内部基準や決定の過程についてもファイリングしてまいります。	方針提示	児童生徒課	学校教育部	238
特別支援教育の推進事業	医療的コーディネーターの業務内容について	意見	【現状・問題点】 例えば酸素療法が必要な児童生徒等、教育委員会の中でこれまで経験がない医療的ケアが必要な場合は、最初の一定期間は医療的ケア看護師ではなく、経験がある医療的ケアコーディネーターが医療的ケアを行うことも想定される。 【意見】 要領において、医療的ケアコーディネーターの業務内容に欠動した際の代理業務だけでなく、そのような場合に医療的ケア業務を行うこともできることを記載することを検討すべきである。	年度初めに関係者会議を実施し、関係者の顔合わせを含め、主治医の指示や動線や場所の確認等を行っています。さらに複数の医療的ケア看護師が対応に当たるため、医療的ケアコーディネーターの定期的な巡回相談を実施し、指導助言を行っています。医療的ケア児及び保護者にとって安心な医療的ケア支援体制の構築に向け、現在の医療的ケアコーディネーターの業務が寄与していると考えています。	方針提示	児童生徒課	学校教育部	238
特別支援教育の推進事業	看護委託について	意見	【現状・問題点】 看護内容はお昼の食事のときのみの看護という短時間の看護委託となっていることもある。しかし、その場合でも委託費用が、医療的ケア看護師が1日勤務したときよりも高額になっている。 【意見】 費用面でも支援の業務面でも、可能な限り外部委託ではなく医療的ケア看護師を配置することを検討すべきである。	医療的ケア看護師の確保が大変難しい状況です。訪問看護ステーションとの委託契約については、定時的な医療的ケア（昼食時の経鼻経管栄養、インスリン注射、登校中1回の導尿）を実施しています。人材確保の困難状況を鑑み、更に地域における医療的ケア支援体制を構築するために、引き続き医療的ケア看護師と訪問看護ステーションのハイブリットの体制を整備していきたいと考えています。	方針提示	児童生徒課	学校教育部	239
特別支援教育の推進事業	特別支援教育巡回相談員のミーティング報告書について	意見	【現状・問題点】 ファイルに綴られていた年度末ミーティングの報告書において、巡回相談員からの意見等がなされたとの記載があった。しかし、その意見の内容については報告書に記載されておらず、その意見の内容が分からなかった。 【意見】 参加者各人がメモをとっているとのことであるが、巡回相談員の意見は現場の情報として有用な情報であると考えられることから、その内容も報告書に記載すべきである。	特別支援教育巡回相談員のミーティングは、年3回予定されています。1回目は挨拶と巡回相談担当と日程の確認。2回目、3回目は巡回の有用な情報を共有する場となるので、報告書を作成します。また、巡回相談員からの報告はすべてデータで保存していますので、今後も継続してまいります。	方針提示	児童生徒課	学校教育部	239

令和５年度包括外部監査結果報告に対する措置等対応情報（令和６年度調査）

監査対象	項目	指摘 意見	主な内容	・ 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	所管課	部局	ページ
防犯教育推進事業	パンフレット配布について	意見	【現状・問題点】 「かしわ子ども安全ハンドブック」については入学時に配布するのみで、口頭等による説明はなされていない。 【意見】 子供の安全について有意義かつ大事な内容が記載されているものであり、ただ配るだけでは中身まで読まれない可能性もあるため、配布の際に簡単な説明を可能な限り行った上で配布する等より有効に活用できるようすべきである。	配布の際に先生の負担ができるだけ少なくなるような方法で説明が可能であるか要協議となりますが、配布物が多い時期のため、難しいと考えております。説明がなくても当ハンドブックを読んでもらえるような工夫を検討してまいります。	方針提示	児童生徒課	学校教育部	241
防犯活動推進事業	「すくすくメールかしわ」への登録促進について	意見	【現状・問題点】 入学後や進級の際には、教育委員会から各小中学校に対して積極的に「すくすくメールかしわ」に未登録の保護者に対して登録を促すような告知等はされていない。 【意見】 周知を十分に行えば登録をする未登録保護者も存在する可能性がある。	複数課で同様の情報配信システムを活用していたため、令和６年度から一つのシステムに統一し、当該システムの活用は令和５年度で終了しました。 意見については新システムを導入した担当課に伝えることとします。	措置を講じた	児童生徒課	学校教育部	243
防犯活動推進事業	「すくすくメールかしわ」の管理・運用方法について	意見	【現状・問題点】 各学校がどのような情報を配信しているかについて教育委員会では十分に把握しているとは言えない。 【意見】 要綱やマニュアル等を作成し、担当者が交替した場合でも適切な管理が継続できる体制を構築することを検討されたい。	複数課で同様の情報配信システムを活用していたため、令和６年度から一つのシステムに統一し、当該システムの活用は令和５年度で終了しました。 意見については新システムを導入した担当課に伝えることとします。	措置を講じた	児童生徒課	学校教育部	243
防犯活動推進事業	保護者に対する情報配信の手段について	意見	【現状・問題点】 複数の連絡ツールが存在し、内容によっては同じ内容のものが二重で配信されていることもあることは、保護者に対しては混乱を生じさせる可能性があるものであり、配信側も二重に手間がかかり非効率である。 【意見】 連絡ツールや連絡内容を整理し、場合によっては統廃合が可能なものは統廃合するなどの整理を検討すべきである。	複数課で同様の情報配信システムを活用していたため、令和６年度から一つのシステムに統一し、当該システムの活用は令和５年度で終了しました。	措置を講じた	児童生徒課	学校教育部	244
交通安全推進事業	早期対応が難しい危険個所についての対応について	意見	【現状・問題点】 危険な箇所について早期対策が難しい場合には、多くの場合対策を行う担当は県・市の道路管理者や警察が担当とされており、教育委員会は担当とはされていない。しかし、早期対策が困難なものについては、児童生徒の安全の早期確保という観点から、各学校において通学路の変更等を検討した方がよいものもあると思われる。 【意見】 早期対策が難しい箇所については、教育委員会から各学校に対しても通学路の変更等の検討等、危険個所についての早期かつ適切な対応を教育委員会と学校で適宜協議していくべきである。	通学路の指定については学校が決定しています。危険箇所の対応状況は学校にも伝達済みであるため、早期解決が難しい危険箇所について通学路を変更することを教育委員会が止める理由は一般的になく、学校から求められれば、適宜協議してまいります。	方針提示	児童生徒課	学校教育部	246
交通安全推進事業	保護者等からのさらなる情報の吸い上げについて	意見	【現状・問題点】 通学における危険については、その通学路を使用する児童生徒の保護者がより状況を把握している可能性もある。 【意見】 各学校や教育委員会においては、保護者から通学路の危険や問題点についてより情報を吸い上げることができるような仕組み作りを検討すべきである。	毎年、通学路の危険箇所について各校から意見を吸い上げる機会があります。その際は学校の管理職のみの意見ではなく、PTAや地域の方の意見も入っているものと想定しております。	方針提示	児童生徒課	学校教育部	247
市立柏高等学校の事業	生徒用・教職員用タブレット端末等の購入について	意見	【現状・問題点】 ICT推進室では、主に小学校１,２年を対象にiPadの各１台の貸与、小学校３年生～６年生及び中学校１年生～３年生を対象にノート型PCの各１台の貸与を行っている。一方、市立柏高等学校は、高校が直接生徒用タブレットの購入を行っている。 【意見】 ICT推進室にノウハウが蓄積されており、柏高校におけるタブレット端末の購入も含め、ICT推進室に当該業務を移管するなど、業務を一元化することも検討の余地がある。	現状、WANについては高校も小中学校と同一のネットワークとなっており、また、小中学校で導入している校務支援システムについても一部機能を使用しています。一方、市立柏高校におけるＧＩＧＡスクールの運用については、小中学校と高校はカリキュラムの違いなどから、市立柏高校独自に推進しております。今後も機器の購入やネットワークの利用など、可能な部分での連携に努めてまいります。	方針提示	市立柏高等学校	学校教育部	253
市立柏高等学校の事業	指名業者について	意見	【現状・問題点】 指定された３者はいずれも建設会社である。 【意見】 ネット工事の専門メーカーなども指名業者に含めることも検討すべきであったと考える。	意見を付されたグラウンド防球ネット設置工事は、指名競争入札ではなく一般競争入札で実施しており、その結果、建設会社３社から入札への参加があったものです。引き続き、契約事務の適正な執行に努めてまいります。	方針提示	市立柏高等学校	学校教育部	253